

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年6月11日京都市条例第7号）（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正に伴い、保育所、幼稚園型認定こども園等及び幼保連携型認定こども園の職員について、当該施設に勤務する特定理学療法士等を1人に限り、保育士等とみなすことができることとしました。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行による児童福祉法の一部改正により、満3歳以上限定小規模保育事業を実施することが可能とされたことに伴い、当該事業に係る施設の地震に対する安全性の確保に関し、必要な事項を定めることとしました。
- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正に伴い、幼稚園型認定こども園等の1学級における園児の数の基準を30人以下とすることとしました。
- 4 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の教育保育職員の員数の算定について、主務保育教諭を当該員数に含むこととするものとししました。
- 5 府省令等の一部改正に伴い、3歳児に係る幼稚園型認定こども園等及び幼保連携型認定こども園の職員の数に係る経過措置の適用期限を令和10年3月31日までとすることとしました。

この条例は公布の日から施行することとしました。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 7 号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条の6第1号中「第4項」を「第5項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同条第3号中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

第26条に次の1項を加える。

2 前項の規定により保育士の数を算定するときは、当該保育所に勤務する特定理学療法士等（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条において「省令」という。）第33条第3項本文に規定する特定理学療法士等をいう。以下同じ。）を1人に限り、当該数に算入することができる。この場合において、当該保育所は、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（附則第2項及び第4項の規定により当該数に算入する者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第27条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「」及び「」という。）」を削り、「及び第33条第2項」を「並びに第33条第2項及び第3項」に改める。

附則第2項前段中「第26条」を「第26条第1項」に改め、同項後段中「保育士」の右に「（同条第2項及び附則第4項の規定により当該数に算入する者並びに第26条第2項後段の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第3項前段中「第26条ただし書」を「第26条第1項ただし書」に改め、同項後段中「同条本文」を「同項本文」に改める。

附則第4項本文中「第26条」を「第26条第1項」に改め、同項ただし書中「の数

」の右に「第26条第2項、」を加える。

附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とする。

附則第5項中「前3項」を「附則第2項から前項まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第26条第2項及び附則第2項の規定により特定理学療法士等及び保健師等のいずれをも保育士の数に算入する場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（附則第4項の規定により当該数に算入する者及び第26条第2項後段の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則に次の1項を加える。

（満3歳以上限定小規模保育事業を行う保育所等の地震に対する安全性確保に関する経過措置）

- 9 令和8年4月1日において現に本市の区域内に存する保育所、認定こども園又は第15条の2に規定する家庭的保育事業所等（以下この項において「保育所等」という。）であって、同日以後において満3歳以上限定小規模保育事業（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。）を行うもの（同日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。）については、第15条の2の規定にかかわらず、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しない限度において、第15条の2の規定を適用しない。この場合において、当該保育所等を管理する者は、当該保育所等について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

（京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部改正）

第2条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項後段中「35人」を「30人」に改める。

第5条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 前3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき職員は、1人に限り、当該幼稚園型認定こども園等に勤務する特定理学療法士等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学

省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。)第5条第3項の表備考5に規定する特定理学療法士等をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。ただし、当該幼稚園型認定こども園等に置くべき教育保育職員の数が3人に満たないときは、この限りでない。

6 前項の規定により特定理学療法士等を幼稚園型認定こども園等に置くべき職員に代える場合において、当該幼稚園型認定こども園等は、当該特定理学療法士等が補助者として従事する場合を除き、当該特定理学療法士等を教育課程に基づく教育に従事させてはならず、また、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって当該幼稚園型認定こども園等の保育士登録者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第20条本文中「職員」の右に「(以下「教育保育職員」という。)」を加え、同条ただし書中「職員」を「教育保育職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により教育保育職員の数を算定するときは、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等を1人に限り、当該数に算入することができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該特定理学療法士等が補助者として従事する場合を除き、当該特定理学療法士等を教育課程に基づく教育に従事させてはならず、また、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園の教育保育職員(附則第4項及び第5項の規定により算入する者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第21条中「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「」及び「」という。)」を削る。

附則第3項前段中「第20条ただし書」を「第20条第1項ただし書」に改め、同項後段中「同条本文」を「同項本文」に改め、「園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「」を削り、「」という。)の数」を「の数」に改める。

附則第4項中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

附則第5項前段中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同項後段中「教育保育職員(」の右に「第20条第2項及び」を加える。

附則第6項中「前2項の」を「第20条第2項及び前2項の規定により特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者及び保健師等を教育保育職員の数に算入する」に、

「小学校教諭等免許状所持者及び保健師等」を「これらの者」に改める。

附則中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 第20条第2項及び附則第5項の規定により特定理学療法士等及び保健師等のいずれをも教育保育職員の数に算入する場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園の教育保育職員（附則第4項の規定により当該数に算入する者及び第20条第2項後段の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第6備考中「指導保育教諭」の右に「、主務保育教諭」を加える。

（京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正）

第3条 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（満3歳以上限定小規模保育事業を行う特定地域型保育事業所の地震に対する安全性確保に関する経過措置）

4 令和8年4月1日において現に本市の区域内に存する特定地域型保育事業所（同日以後に満3歳以上限定小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。）の用に供する部分に限り、同日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。）については、第11条の規定にかかわらず、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しない限度において、第11条の規定を適用しない。この場合において、当該特定地域型保育事業所を管理する者は、当該特定地域型保育事業所について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

（京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年7月3日京都市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「施設」の右に「（以下「認定施設」という。）」を加え、「改正後の条例別表第1、別表第2及び別表第6」を「改正後の条例別表第1 1の項、別表第2 2の

項及び別表第6 2の項」に、「改正前の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例別表第1、別表第2及び別表第6」を「改正前の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1 1の項、別表第2 2の項及び別表第6 2の項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 認定施設については、令和10年3月31日までの間、改正後の条例別表第1 2の項、別表第2 1の項及び別表第6 1の項の規定は、適用せず、改正前の条例別表第1 2の項、別表第2 1の項及び別表第6 1の項の規定は、なおその効力を有する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に本市の区域内に存する幼稚園型認定こども園等（第2条の規定による改正後の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する幼稚園型認定こども園等をいう。以下同じ。）については、令和14年3月31日までの間は、改正後の条例第4条第4項後段の規定は適用せず、なお従前の例による。

(幼稚園型認定こども園等の職員に関する特例)

- 3 改正後の条例第5条第5項及び京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月22日京都市条例第19号）附則第4項の規定により特定理学療法士等（改正後の条例第5条第5項に規定する特定理学療法士等をいう。）及び保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）のいずれをも幼稚園型認定こども園等に置くべき職員に代える場合には、当該幼稚園型認定こども園等は、当該保健師等が保育を行うに当たって当該幼稚園型認定こども園等の保育士登録者（改正後の条例第5条第2項に規定する保育士登録者をいい、同条第6項の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)